

公文書開示決定通知書

鶴教管発第109号  
令和5年12月21日

長谷川 剛 様

鶴岡市教育委員会教育長 布 川 敦



令和5年10月30日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示することに決定したので、鶴岡市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鶴岡市教育委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、鶴岡市教育委員会となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

|                  |  |
|------------------|--|
| 請求のあった公文書の件名又は内容 | 令和4年6月21日の総合教育会議に提案した「鶴岡型小中一貫教育について（骨子案）」の起案と決裁文書<br>(検討資料：6件) |
| 開示の日時            | 令和5年12月21日 午前 2時<br>午後   |
| 開示の場所            | 情報公開窓口内（鶴岡市役所 3階 総務部総務課）                                       |
| 問い合わせ先<br>(電話番号) | 鶴岡市教育委員会管理課 担当：奥山真裕<br>(57-4861 (直通))                          |
| 備考               | 写しの作成費等合計金額 200円<br>内訳 ・写し作成費 20枚×10円=200円                     |

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 開示の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ上記の問い合わせ先に申し出てください。